



住宅金融支援機構 からののお知らせ

平成24年12月4日以後の資金お受取分から【フラット35】の取扱いを変更します。

●【フラット35】S（金利Aプラン）の住宅の条件に「認定低炭素住宅^{*}」を追加します！

※「都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定により低炭素建築物新築等計画が認定された住宅」をいいます。

【フラット35】S（金利Aプラン）をご利用いただくための住宅の条件	
	次の(1)から(5)までのうち、いずれか1つ以上の基準を満たす住宅であること。
省エネルギー性	(1) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「住宅事業建築主の判断の基準（通称 トップランナー基準）」に適合する住宅（一戸建てに限る。） (2) 認定低炭素住宅 追加 
耐久性・可変性	(3) 長期優良住宅 ^{*1}
耐震性	(4) 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3の住宅 ^{*2}
バリアフリー性	(5) 高齢者等配慮対策等級4以上の住宅（共同住宅の専用部分は等級3でも可） ^{*2}

*1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定により長期優良住宅建築等計画について認定の通知を受けた住宅です。

*2 (4)及び(5)の技術基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく住宅性能表示制度の性能等級と同じです。住宅性能評価書を取得しなくても【フラット35】S（金利Aプラン）をご利用いただけます。

(注) 上記基準のほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準を満たす必要があります。各基準の詳細については、フラット35サイトをご覧ください。

- ◇ 住宅ローンのご案内【フラット35（買取型）】（平成24年11月版パンフレット・12ページ）に記載の【フラット35】S（金利Aプラン）の住宅の条件については、上記のとおり取扱いを変更します。
- ◇ 【フラット35】Sのご案内（平成24年11月版チラシ・中面）に記載の【フラット35】S（金利Aプラン）の住宅の条件については、上記のとおり取扱いを変更します。

● お借入れの対象となる住宅の費用に「認定低炭素住宅の認定関係費用」を追加します！

建設される住宅の工事請負契約（工事請負金額）または購入される住宅の売買契約（売買価額）に「認定低炭素住宅の認定関係費用（消費税を含みます。）」が含まれている場合は、その認定関係費用もお借入れの対象となります。

また、工事請負金額または売買価額に認定関係費用が含まれていない場合であっても、お申込みご本人が直接申請先へ認定関係費用をお支払されたことが確認できるときは、その認定関係費用もお借入れの対象となります（領収書等で確認させていただきます。）。

- ◇ 住宅ローンのご案内【フラット35（買取型）】（平成24年11月版パンフレット・17ページ）に記載のQ&A「対象となる住宅の建設費・購入価額とはどのようなものですか？」については、上記のとおり取扱いを変更します。

- ・【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。
- ・【フラット35】Sの金利引下げ幅、金利引下げ期間及びお申込期限等は、フラット35サイトでご確認いただけます。また、【フラット35】Sは、借換えの場合には利用できません。



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

<フラット35サイト>

www.flat35.com

<住宅金融支援機構お客様コールセンター>

営業時間：毎日9:00～17:00(祝日、年末年始を除きます。)



0570-0860-35

ご利用いただけない場合(IP電話など)は、次の番号へおかけください。

048-615-0420

(平成24年12月4日現在)